

宗教者葬儀紹介ネットワーク登録契約書

第1条（目的）

本契約は、株式会社宗支協（以下「甲」という。）の運営する「宗教者葬儀紹介ネットワーク」（以下「本ネットワーク」という。）に登録する登録宗教者（以下「乙」という。）による葬儀その他の宗教儀礼に関する紹介業務が円滑に実施されるために締結される。

第2条（登録）

- 乙は、本ネットワークに登録することにより、甲から葬儀等に関する紹介依頼を受ける資格を有する。
- 乙は、氏名・住所・所属宗派その他、甲が求める情報を正確に届け出なければならない。
- 登録情報に変更があった場合、乙は速やかに甲へ届け出るものとする。

第3条（業務委託の範囲）

- 乙は、喪主・施主などの依頼者（以下、「依頼者」という）又は葬儀社等の提携先（以下、「提携先」という）の依頼に基づき、同人ら及び乙の請負契約に基づき、葬儀・法要等の宗教儀礼を執行する。
- 本ネットワークにかかる業務が宗教的意義を有することに照らし、乙は、甲の紹介先において、甲が定め、甲により適宜改訂される「宗教者葬儀紹介ネットワーク規程」に基づき誠実に職務を遂行することを確認する。
- 本契約に基づく乙と甲との関係は、雇用契約もしくは派遣・斡旋ではなく業務委託契約であって、乙は甲の指揮命令監督に服することもないことを確認する。

第4条（祈祷料/利用料および支払）

- 乙の業務に対する祈祷料/利用料は、「宗教者葬儀紹介ネットワーク規程」に基づき定める。ただし、原則として、そのうち、乙が祈祷料等としてその6割を、甲が本ネットワーク利用料として4割の割合を配分するものとする。
- 甲は、紹介完了後、依頼者等から所定の入金があった後に、甲所定の期日までに報酬を乙に支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 前2項には、交通費及び宿泊費が含まれないものとする。ただし、別途実費精算は甲が「宗教者葬儀紹介ネットワーク規程」に基づき定める祈祷料/利用料・費用規程に従うものとする。

【報酬振込先】

銀行名： _____

支店名： _____

口座種別： _____ (普通／当座)

口座番号： _____

口座名義： _____

登録番号： _____ ;

↑法人格もしくは個人事業主の場合はインボイス登録番号を通知

第5条 (守秘義務)

1. 乙は、紹介に際し知り得た故人・遺族・葬儀社その他関係者の個人情報および機密情報を、第三者に漏らしてはならない。
2. この義務は、登録抹消後も存続する。

第6条 (個人情報の取扱い)

1. 甲は、乙の個人情報を、本ネットワーク運営のために利用する。また甲が加盟する一般社団法人宗教者はこの限りではない。
2. 乙は、この取扱いに同意した上で登録するものとする。

第7条 (契約期間および解除)

1. 本契約の有効期間は、登録日から1年間とし、特段の申し出がなければ自動的に更新される。
2. 乙が以下の各号に該当する場合、甲は登録を抹消し、本契約を解除できる。
 - (1) 登録時に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 葬儀において不適切な行為を行い、遺族や葬儀社から重大な苦情があったとき
 - (3) 本契約の条項に違反したとき
 - (4) その他、登録者として不適格と甲が判断したとき

第 8 条（責任）

1. 本ネットワークの業務又は活動に関連して第三者に損害が生じた場合には、これが甲による指示に基づく場合を除き、乙が自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、甲並びに甲の役員、従業員、委託先その他の関係者は、当該損害について一切の責任を負わないものとする。
2. 乙は、前項の損害に関連して、甲並びに甲の役員、従業員、委託先その他の関係者に生じた又は生じ得る一切の損害、請求、訴訟、損失及び費用（合理的な弁護士費用を含む。）について、これを補償し、かつ、免責するものとする。

第 9 条（紛争解決）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（その他）

1. 本契約に定めのない事項は、甲が別途協議の上定める。
2. 本契約は、日本法に準拠する。

以上のとおり本契約を締結するため、本書を 2 通作成し、甲および乙が署名または記名押印の上、各 1 通を保有する。

【署名欄】

甲：神戸市東灘区深江北町 4 丁目 10 番 15 号

株式会社宗支協 代表取締役 箕面 友仁 印

乙：登録宗教者：

住所：_____

氏名：_____ 印